

令和8年度 保育料等無償化事業に係る認定申請書等の提出について（依頼）

本市では、令和8年9月分から独自政策として、0歳児から2歳児までの保育料等を完全無償化にします。詳細はホームページ等を御参照ください。（裏面にQRコードあり）
なお、無償化認定を受けるためには、申請書等の提出が必要になりますので、以下、提出書類を御確認のうえ、期限内提出の御協力をお願いします。

記

1 対象者（申請が必要な方）

0歳児から2歳児までの子ども及び子どもと生計を一にする保護者が本市に住所を有し、居住している世帯で認可外保育施設等を今後利用予定の方

2 提 出

（1）提出先：今後利用予定の施設

（2）提出期限：施設が指定する期日

※利用開始日までに市に受理される必要がありますので、余裕をもって御提出ください。

（3）提出書類

以下、該当区分に応じて提出をお願いします。

①【市民税課税世帯】又は【市民税非課税世帯かつ企業主導型保育施設利用世帯】

○保育料等無償化事業認定申請書 ※対象子ども1名につき1部

○保護者それぞれの保育必要書類（裏面参照）

②【企業主導型保育施設利用世帯を除く市民税非課税世帯】

○子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】※対象子ども1名につき1部

○保護者それぞれの保育必要書類（裏面参照）

3 その他

○きょうだい児がいる場合の保育必要書類について

認定申請書は子ども1名につき1部必要ですが、保育必要書類は世帯で1部あればよい。

例）子どもA、子どもB、父、母の世帯

→ 認 定 申 請 書：Aの認定申請書1部 Bの認定申請書1部

保育必要書類：父、母の就労証明書1部ずつ

※A分で就労証明書1部、B分で就労証明書1部の計2部ずつ提出する必要はない

○保育必要理由の変更について（例：求職活動から就労へ）

認定申請書を提出後又は認定を受けた後に、保育必要理由が変更になる場合は市こども政策課にて手続きが必要になりますので、変更後の必要書類をお持ちの上、来庁してください。

《提出書類一覧》

全員提出するもの

- （表面①の世帯）保育料等無償化事業認定申請書★
 - （表面②の世帯）子育てのための施設等利用給付認定通知書【B】★
- 記入方法等はホームページ等を御確認ください。

○保護者それぞれの保育必要書類

（保護者に応じてそれぞれ必要となります。※単身赴任等の場合も必要です。）

以下の状況に応じ、必要書類を御提出ください。

保護者の状況	保育必要書類
就労	・「就労証明書」★
妊娠・出産	・「母子手帳」（写） ※表紙及び出産予定日が記載されているページ
保護者の 疾病・障がい	・「病気・療養証明書」★ または「診断書」
	・「身体障がい者手帳」（写） ・「療育手帳」（写） ・「精神障がい者保健福祉手帳」（写）
病人の介護	・「看護証明書」★
求職活動	・「ハローワーク受付票」（写）又は「雇用保険受給資格者証」（両面写）
就学・職業訓練	・「在学証明書」 ・「職業訓練校に通っている状況がわかる証明書」
育児休業等	・「母子手帳」（写） ※表紙及び出生日が記載されているページ

★の用紙は、市ホームページ、市こども政策課窓口、各総合支所住民サービス課窓口及び各教育・保育施設に準備してあります。

参考_該当ページ QR コード

無償化の詳細
について



保育の必要性
について



【問合せ先】

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号

鹿屋市役所 こども政策課 保育幼稚園係

電話：0994-31-1134